

徳島市阿波おどり実行委員会会則（案）

（名 称）

第1条 本会は、徳島市阿波おどり実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

（目 的）

第2条 実行委員会は、阿波おどり事業を主催し、開催に関して必要な計画の策定と運営の検討を行うとともに、開催について審議し決定することにより、事業を実施することを目的とする。

（組 織）

第3条 実行委員会は、徳島市長（以下「市長」という。）及び次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 経済団体等から選出された者
- (2) 前号に掲げる者のほか、実行委員会が必要と認める者

2 委員は、無報酬とする。

（役 員）

第4条 実行委員会には、次に掲げる役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名
- (3) 監 事 2名

2 委員長は、市長をもって充てる。

3 副委員長は、委員の中から委員長が指名する。

4 監事は、委員長が選任する。ただし、委員と兼ねることはできない。

（役員の仕事）

第5条 委員長は、実行委員会を代表し、会務を統括する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある場合は、その職務を代理する。

3 監事は、実行委員会の会計その他の事務を監査する。

（任 期）

第6条 委員及び役員の任期は、選任等の日からとする。

2 前項の規定に関わらず、第3条第1項第1号に該当する者として選任等された委員が、その任期中に関係団体又は行政機関の役職を辞する場合の委員及び役員の任期の末日は、当該役職を辞する日とする。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

（会 議）

第7条 実行委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。ただし、会議を招集する必要がないと認める事項については、委員に持ち回り回議し、会議にかえることができる。

2 会議の議長は、委員長をもって充てる。

3 会議は、委員の過半数の出席がなければ、開会することができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員がやむを得ない理由により会議を欠席する場合、委員長は、当該委員の申し出

により代理出席を認めることができる。

6 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議へ出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(議決事項)

第8条 会議は、次の各号に掲げる事項を審議し、決定する。

- (1) 阿波おどりの準備、運営等に関する事項
- (2) 事業計画及び事業報告に関する事項
- (3) 予算及び決算に関する事項
- (4) その他阿波おどりの開催に係る重要な事項

(委員長の専決処分)

第9条 委員長は、緊急を要する場合で会議を招集する暇がないと認めるときは、その議決すべき事項について専決処分することができる。

2 委員長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の会議において報告し、その承認を求めなければならない。

(事務局)

第10条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を徳島市経済部内に置く。

2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(運営協議会)

第11条 実行委員会に対し、阿波おどりに関して幅広い意見を述べるとともに、支援・協力する組織として、実行委員会内に徳島市阿波おどり運営協議会（以下「運営協議会」という。）を設置する。

2 運営協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(経費)

第12条 実行委員会の経費は、補助金、入場料、広告、協賛金、その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第13条 実行委員会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(その他)

第14条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

1 この会則は、平成30年4月 日から施行する。

2 平成30年度の会計年度の開始日は、第13条の規定に関わらず、前項の施行期日とする。